

改正

平成14年3月1日条例第2号

平成29年3月21日条例第16号

山形県環境保全基金条例をここに公布する。

山形県環境保全基金条例

(設置)

第1条 山形県における環境の保全を図るため、山形県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

- (1) 地域の環境の保全に係る活動の基盤の整備に関する事業
- (2) 地域の環境の保全に係る知識の普及に関する事業
- (3) 地域の環境の保全に係る実践的な活動の支援に関する事業
- (4) その他地域の環境の保全に係る活動に関する事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。